

新宿平和日本語学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は「学ぶ喜び、教える楽しさを分かち合いながら、自分らしさを見つけ、他者を理解し尊重し合う心を育む。」という理念のもと、日本語教育を通じて、留学生一人ひとりが自己の可能性を広げ、夢の実現に向けて成長できる環境を提供することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「新宿平和日本語学校」と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都新宿区百人町1丁目13番14号に置く。

(点検評価)

第4条 本校は、その教育活動等の一層の充実及び改善を図り、本校の目的及び教育目標を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、それを公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	入学時期
第一部 (午前)	キャリアデザインコース2年(4月入学)	2年	20名	1	4月
	キャリアデザインコース1年9か月(7月入学)	1年9か月	20名	1	7月
	キャリアデザインコース2年(10月入学)	2年	20名	1	10月
	キャリアデザインコース1年9か月(1月入学)	1年9か月	20名	1	1月
	小計		80名	4	
第二部 (午後)	キャリアデザインコース2年(4月入学)	2年	20名	1	4月
	キャリアデザインコース1年9か月(7月入学)	1年9か月	20名	1	7月
	キャリアデザインコース2年(10月入学)	2年	20名	1	10月
	キャリアデザインコース1年9か月(1月入学)	1年9か月	20名	1	1月
	小計		80名	4	
計			160名	8	

2 校長が教育目標の達成のために必要と判断した場合、キャリアデザインコース内で収容定員及びクラス数を振替えることができる。

(始期・終期等)

第6条 本校の各コースは、以下の通りの始期・終期とする。

キャリアデザインコース2年(4月入学)	4月に始まり、翌々年3月に終わる。
キャリアデザインコース1年9か月(7月入学)	7月に始まり、翌々年3月に終わる。
キャリアデザインコース2年(10月入学)	10月に始まり、翌々年9月に終わる。
キャリアデザインコース1年9か月(1月入学)	1月に始まり、翌々年9月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 4月期 4月上旬から6月下旬まで(10週間程度)
- (2) 7月期 7月上旬から9月下旬まで(10週間程度)
- (3) 10月期 10月上旬から12月下旬まで(10週間程度)
- (4) 1月期 1月上旬から3月下旬まで(10週間程度)

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。詳細は毎年別途年間日程表に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業
- (5) 秋季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 春季休業
- (8) その他学校が定める休業日

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害時等緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

	午前の部	午後の部
1限	9:10~9:55	1:10~1:55
2限	10:00~10:45	2:00~2:45
3限	11:00~11:45	3:00~3:45
4限	11:50~12:35	3:50~4:35

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) キャリアデザインコース2年(4月入学)／キャリアデザインコース2年(10月入学)

(期間：2年)

科目	言語理解	作文	表現	読解	聴解	漢字	キャリアデザイン
時間	450時間	92時間	154時間	268時間	207時間	189時間	176時間
合計授業時数	1536時間						

(2) キャリアデザインコース1年9か月(7月入学)／キャリアデザインコース1年9か月(1月入学)

(期間：1年9か月)

科目	言語理解	作文	表現	読解	聴解	漢字	キャリアデザイン
時間	360時間	92時間	154時間	246時間	174時間	162時間	156時間
合計授業時数	1344時間						

2 各授業科目の週当たり授業時数は、生徒の習熟状況により調整ができるものとする。

(学習の評価と進級)

第10条 学習の評価及び進級は別途「成績評価・修了認定基準」に準じて評価する。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 8名以上（うち本務等教員 4名以上）
- (4) 生活指導担当者 2名以上
- (5) 事務を統括する職員 1名以上

2 教員は前項に定めるそれぞれの職務を兼ねることができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 原則12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者、または修了見込みの者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(入学時期)

第13条 本校への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする

(入学手続)

第14条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他必要書類を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い入学者を決定し、東京出入国在留管理局へ在留資格認定証明書の申請を行う。
- (3) 在留資格認定証明書を交付された者は、指定期日までに第20条に定める納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・災害時等の転学支援)

第15条 疾病その他やむを得ない事由によって、校長が必要だと判断した場合は、別途休学規定に準じて休学を認める。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

3 災害時等により本校の授業が困難となった場合、又は他の日本語教育機関の授業が困難となった場合には、転入学及び転学に関する規定に準じて転学を希望する者の転学を認める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

第17条 校長は「成績評価・修了認定基準」に準じて、一定の評価を受け修了認定された者に対し、卒業を認める。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則及び日本の法令を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長

は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 前項の処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。 (単位：日本円 税込価格)

コース	キャリアデザインコース2年 (4月入学) (10月入学)	キャリアデザインコース1年9か月 (7月入学) (1月入学)
1, 入学金	66,000	66,000
2, 初年度授業料	720,000	720,000
3, 教材費	48,000	48,000
4, 課外活動費	24,000	24,000
5, 施設管理費	14,000	14,000
6, 保険料	12,000	12,000
7, 健康管理費	10,000	10,000
8, 次年度授業料	720,000	540,000
9, 次年度教材費	48,000	36,000
10, 次年度課外活動費	24,000	18,000
11, 次年度施設管理費	14,000	10,500
12, 次年度保険料	12,000	9,500
13, 次年度健康管理費	10,000	10,000
コース合計	1,722,000	1,518,000

(納入)

第21条 上記の他に入学検定料 22,000 円を出願時に納付しなければならない。

2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 納付金は1年分ごとに、またキャリアデザインコース1年9か月(7月入学) / キャリアデザインコース1年9か月(1月入学)の次年度9か月分は一括して、それぞれの所定の期日までにそれぞれ納入しなければならない。

4 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、納付金の分割納入、納付金の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、納付金を滞納し、その後におい

ても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒を除籍することができる。

(生徒納付金の返還)

第 23 条 生徒納付金の返還については別途返金規定に定める。

第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 24 条 健康診断は、年に 1 回、以下の時期に行う。

入学時期	実施時期
4 月	4 月から 6 月
7 月	7 月から 9 月
10 月	10 月から 12 月
1 月	1 月から 3 月

(出席停止処置)

第 25 条 感染症等に罹患した生徒については、別途規定に準じて出席停止処置をし、公認欠席（公欠）とする。

附 則

この学則は、2026 年(令和 8 年)4 月 1 日から施行する。